

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

平成三十年埼玉県告示第八百八十三号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十日終了した旨測量計画機関である幸手市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司